

会津大学内部質保証推進規程

(2025年11月1日規程第16号)

(目的)

第1条 会津大学（大学院を含む。以下同じ。）は、公立大学法人会津大学定款第1条、会津大学学則第1条及び会津大学大学院学則第4条に定める目的を実現するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条の規定に基づき、教育研究活動その他の活動について定期的に自己点検・評価を行うとともに、その結果を検証して改善に結びつけることにより、大学の教育研究活動等の質を継続的に向上させる仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築することによって、会津大学の教育研究等の適切な水準の維持、向上に取り組むこととする。

(内部質保証の方針)

第2条 会津大学の内部質保証の方針については学長が別に定める。

(自己点検・評価)

第3条 第1条に規定する目的のうち、自己点検・評価については、前条に定義する会津大学の内部質保証の方針にしたがって企画運営委員会が示す方針に基づき、学長が評価委員会に対して自己点検・評価の実施を指示する。

- 2 自己点検・評価の実施については、評価委員会が所掌する。
- 3 評価委員会は、必要に応じ、会津大学学内運営組織等に関する規程第3条に定める部門等（以下「部門等」という。）の長に対して、自己点検・評価の項目や基準等を示した上で、それぞれの部門等における自己点検・評価の実施を要請する。

(部門等の長による自己点検・評価の実施)

- 第4条 部門等の長は、前条第3項に定める要請に基づき、それぞれの部門等における自己点検・評価を実施の上、その結果を評価委員会に提出するものとする。
- 2 部門等の長は、前項に規定する自己点検・評価の実施に当たり、関連する他の部門等や事務局と連携するものとする。

(自己点検・評価結果の報告)

第5条 評価委員会は、各部門等における自己点検・評価の結果を取りまとめ、改善が必要と考えられる事項等を付記して学長及び企画運営委員会に報告する。

(部門等の長への要請)

第6条 学長は、前条に規定する報告を受け、企画運営委員会を通じて、部門等の長に対し必要な対応を求めるものとする。

第7条 部門等の長は、前条に規定する対応を求められたときは、その対応結果等について学長及び企画運営委員会に報告するものとする。

(情報の公表)

第8条 学長は、内部質保証に関する情報をウェブサイトにおいて公表するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 この規程は、2025年11月1日から施行する。